

土砂災害防止法特定開発行為許可マニュアル（案）に対して提出された御意見と県の考え方及び原案からの変更点について

提出された御意見と県の考え方

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

No.	御意見	県の考え方
1	技術編（急傾斜地の崩壊）にて説明されている「待受け式擁壁」について、常時土圧を受けないような形態の場合には、建築基準法では擁壁とは取り扱わない（「塀等」として判断する）ケースも想定されることから、誤解されないように、その旨の注意書きもあったほうが、より分かりやすいと思われる。	御意見を踏まえ、以下の注意書きをP3及びP73に追加します。 ※待受け式擁壁で土圧を常時受けない形態のものは、建築基準法では「擁壁」ではなく「塀等」に分類される場合もあるため、取扱いについて建築部局に確認すること。

(5) 急傾斜地の崩壊が発生した場合に生じた土石等を堆積するための施設の設置

P3

- 1) 待受け式擁壁又は待受け式盛土は、特定予定建築物の敷地に土石等を到達させることのないように計画されているか。
 - ア 待受け式擁壁又は待受け式盛土は、適切な位置に設置されているか。
 - イ 待受け式擁壁又は待受け式盛土の高さは、設置位置において想定される土石等の移動高及び堆積高のうち最大のもの以上となっているか。
 - ウ 移動等の力及び作用する高さの計算は適切か。
- 2) 待受け式擁壁又は待受け式盛土の安全性は十分か。
 - ア 待受け式擁壁又は待受け式盛土は、土圧、水圧及び自重並びに土石等の移動又は堆積の力によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造となっているか。
 - イ 高さ 2m を超える擁壁については、建築基準法施行令第 142 条に定めるところによっているか。

※待受け式擁壁で土圧を常時受けない形態のものは、建築基準法では「擁壁」ではなく「塀等」に分類される場合もあるため、取扱いについて建築部局に確認すること。

追加箇所

6.2 待受け式擁壁工

P73

待受け式擁壁工は急傾斜地の崩壊等により生ずる土石等を急傾斜地との間に堆積させて、特定予定建築物の敷地に土石等が到達することのないようにするものである。待受け式擁壁は重力式コンクリート擁壁を標準とし、その設計にあたっては、土圧、水圧、自重のほか、土石等の移動の力及び堆積の力を考慮して損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とするものとする。

さらに、高さが 2m を超える擁壁については、建築基準法施行令第 142 条に定めるところによるものとする。

※高さが 2m を超える擁壁については、「7. 高さ 2m を超える擁壁の設計」を参照すること。

※待受け式擁壁で土圧を常時受けない形態のものは、建築基準法では「擁壁」ではなく「塀等」に分類される場合もあるため、取扱いについて建築部局に確認すること。

追加箇所

原案からの変更点

No.	変更点
1	手続編P6-25の海匠土木事務所の電話番号を「0479-72-1160」から「0479-72-1172」に変更
2	技術編P80 イ 躯体の応力度の照査の中に行ずれ等の修正（詳細は以下のとおりです。）

修正後

修正前

ここに

- V : 断面 A-A より上の単位幅当たりの鉛直力(N/mm)
- σ_{ca} : コンクリートの許容曲げ圧縮応力度 (N/mm²)
- σ_{cat} : コンクリートの許容曲げ引張り応力度 (N/mm²)
- Bi : 断面照査位置における断面幅(mm)
- e : 偏心距離(mm)

- ここ : 断面 A-A より上の単位幅当たりの鉛直力(N/mm)
- に V : コンクリートの許容曲げ圧縮応力度 (N/mm²)
- σ_{ca} : コンクリートの許容曲げ引張り応力度 (N/mm²)
- σ_{cat} : 断面照査位置における断面幅(mm)
- Bi : 偏心距離(mm)
- e : 偏心距離(mm)